

近代期における「英文法」の概念の発達

林, 哲郎
九州大学教養部 : 教授

<https://doi.org/10.15017/6795082>

出版情報 : 言語科学. 8, pp.31-51, 1972-03-29. 九州大学教養部言語研究会
バージョン :
権利関係 :



近代期における「英文法」の概念の発達

林 哲 郎

I. ‘Ars grammatica’ と ‘English grammar’

II. ラテン文典の「文法」の定義

III. 英文典の定義による概念

1. Ars としての文法
2. Scientia としての文法

I. ‘Ars grammatica’ と ‘English grammar’

英国の近代期における文法家たちが、「文法」(grammar) もしくは「英文法」(English grammar) に関して、どのような概念を抱いていたかの考察は、言語認識の歴史の一端を示すものとして、重要な意義がある。かれらは「文法」なる語を、文献学的もしくは文法論的範疇の一つとして用いていた。そして、その「文法」に関する定義や解説が、文法の本質についてのかれらの認識を端的にあらわしていることが多かった。英文典に関しては、おおよそ十八世紀末までの資料を検討することになるが、「文法」についての多くの定義を年代的に考察することによって、文法に関する概念の発達を通観することができる。この論考は、イギリス文法思想史の一章としての意味を有していると言えよう。

まず、英語の ‘grammar’ の意味を、その起源にまでさかのぼって理解しておく必要がある。Grammar という語は、ギリシヤ語の $\gamma\rho\alpha\mu\mu\alpha\tau\iota\kappa\acute{\eta}$ (*scil. τέχνη*) の形にさかのぼる。この句は grammatical (art) に相当すると見てよい。すなわち、ギリシヤ語では、τέχνη を付したり、付さなかったりしていたが、 $\gamma\rho\alpha\mu\mu\alpha\tau\iota\kappa\acute{\eta}$ のみで grammar の意味に用いられたのである。 $\gamma\rho\alpha\mu\mu\alpha\tau\iota\kappa\acute{\eta}$ の原形である $\gamma\rho\alpha\mu\mu\alpha\tau\iota\kappa\acute{o}\varsigma$ は、窮極的には $\gamma\rho\alpha\mu\mu\alpha$ ($\gamma\rho\alpha\mu\mu\alpha\tau\alpha$)、つまり $\gamma\rho\acute{\alpha}\varphi\omega$ (to write) されたものである。それには (i) 「ひっ搔く」、「(線を) 記す」、(ii) 「文字で書きあらわす」の二種の語原的意味があった。したがって、 $\gamma\rho\alpha\mu\mu\alpha\tau\iota\kappa\acute{o}\varsigma$ の語は、「書かれたもの(文字・文献)を知っている」とか、「文字・文献(基本的学科)に通じている」の意味から、名詞的には「文法家」を指すようになった。要するに、 $\gamma\rho\alpha\mu\mu\alpha\tau\iota\kappa\acute{\eta}$ (τέχνη) は「文字で記されたもの(文献)に通じるための技術」、「文献に通じる人のための技術」というのが原義であったと考えてよい。

このギリシヤ語は、ラテン語で (ars) grammatica (=grammatical art) と訳された。ギリシヤ語の $\gamma\rho\alpha\mu\mu\alpha\tau\iota\kappa\acute{\eta}$ が元来広い意味の「文献の」ということであったから、ラテン語の用法においても「書き記されたもの(文献)の研究手法」という概括的な学問を指していた。したがって、ars grammatica は、現代において用いられている「文献学」に大体相当する。それは、単に言語で書き記された文献の言語学的研究にとどまらず、さらに広義の用法として、「本文批評」とか「鑑賞批評」などといった文学史的研究まで含めて解釈することが普通であった。

しかし、西洋の古典時代を終わり、中世期に降だるにしたがって、grammatica の有してい

た「文献学」の意味は、文献を主として言語学的に研究する分野に限定されて用いられるようになった。中世期の三学 (trivium), つまり教養七課目のなかの第1群——「文法」, 「論理学」, 「修辞学」——の一科目として区別されるにいたれば, *grammatica* はここに, 現代において「文法」と称される文献学のなかの一つの学科の意味に近づいてくる。しかし, ローマ帝国が支配した西洋中世の世界においては, 書き記された文献はラテン語によるものがすべてであり, またすべての学問はラテン語を通じて習得されていた。そのために, *grammatica* の具体的な対象は, 「ラテン語の知識」であり, また「ラテン語研究」という意味も発達した。また, この意味と同時に, 広義には, *grammatica* が「学問一般」とか「知識階級の有する知識」の意味をもつにいたったのである。

古典語と文法との関係は, ‘grammar school’ なる名称の初期の用法を調べるならば, 明らかに理解されるであろう。この句が「ラテン文法学校」を意味していたことは, Samuel Johnson のつぎの定義によって, 明確になる。

“Grammar school: a school in which the learned languages are grammatically taught.”(1755, S. Johnson, *Dictionary*)

ここに記されている「学問語」というのは, 古代のギリシヤ・ラテン語, とくに後者を指している。英国においては, 西暦十四世紀末ごろから, 各地に「文法学校」が創設された。この句の最初の用例は, Trevisa の ‘a gramer scole,’ 1387 である。「文法学校」と言われたのは, 主としてラテン語が「文法的に」, つまり文法の規則の内容を規則そのものに十分に準拠して, 教授される唯一の言語であったからである。

しかし, 十六世紀に入ると, *grammar* なる名称は, ラテン文法以外の他の言語の文法にも拡大して用いられるようになった。その最初の兆候は, John Palsgrave, *Lesclarcissement de la langue françoise* (1530) のなかの用例である。つぎの引用は, *The Oxford English Dictionary* (OED) が記録している初期の例である。

“So that the accidentes, vnto the partes of reason in the frenche tong, and other preceptes *grāmatical*, which I haue but brefely and in a generaltee touched in my secōde booke...” (1530, Palsgrave, *The Authours Epistell*)

同じく Palsgrave は, 見出し語として, つぎのように用いている。

“Of the thre Concordes of *grāmar* in the frenche tong.” (Heading, *Ibid.*)

以上の二か所における *grammatical*, *grammar* の術語としての用例は, 明らかにフランス語の文法に関連して使用されている。また, つぎの初期のスペイン語の辞書における表題も注目すべきである。

Richard Percival, *Bibliotheca Hispanica. Containing a Grammar; with a Dictionarie in Spanish, English and Latine, gathered out of diuers good Authors...* (1591)

この表題のなかの ‘a Grammar’ とともに, 辞書の冒頭ちかくで, “The Analyticall Table

for the Grammar” の ‘the Grammar’ は、スペイン語の文法を指している。事実、その後には “The Spanish grammar” が約 30 頁にわたって解説されている。このようにして、十六世紀の間に、従来ラテン語にのみ用いられていた grammar なる語は、フランス語やスペイン語のような近代諸国語に対しても用いられるにいたった。すなわち、ラテン文法という狭義の grammar が、一般的な意味をもつにいたったことを示している。

古典語や近代諸国語の文法をすでに grammar と称することが普通になれば、英語の文法をも grammar と名づけることに少しも異論はなくなることが想像される。英国最初の英文法として、われわれは William Bullokar の三種の著作を有する。すなわち *Bullokar's Booke At Large* (1580), *Bref Grammar for English* (1586), *Bullokar's Pamphlet for Grammar* (1586) である。このなかの第一の書は、「英語の綴り字法修正のため」の一般入門書であり、「英語を容易に、速やかに、完全に読み書きできる」ことを目標に執筆されている。長い表題の説明のなかに、つぎの記述が見られる。

“... by the which amendement the same Authour hath also framed a ruled Grammar, to be imprinted heereafter, for the same speech, to no small commoditie of the English Nation ...” (1580, Bullokar, *Booke at large*)

Bullokar が ‘the same speech’ と述べているのは、「英語」を指しているのであるから、英語のための「規則をともなった文法」(a ruled grammar) という表現は、現代で言われる「英文法」に相当すると解釈してよい。第二章においても、Bullokar は ‘the Grammar for English’ という句を用いている。かれは英語そのものを分析し (‘parcing of english speech’) てその用法に慣れることを目指しながら、ほとんどつねに、英語への熟達が他の外国語の秘密 (‘the secretes’) を探るのに役立つということを強調している。つまり、英語の文法は諸外国語の文法への導入の機能をもつ、という考えが濃厚なのである。

(i) 英語の文法 (‘the Grammar for English’)

(ii) 諸外国語の文法 (‘Grammar for other languages’)

前述したように、Bullokar の文法観は、英語の「容易で、速やかで完全な用法」(‘easie, speedie, and perfect vse’) に習熟することを目標としているので、その実用的・実践的で啓蒙的な面が重視されていることを特徴としている、と言える。

もう一つの重要な点は、Bullokar が当時の多くのラテン文典の定義に見られるように、文法は一種の技術であって、「規則」によって律せられるものである、と考えていたことである。前述の ‘a ruled grammar’ という句は、このことを表示している。さらに、英語本来語と借用語との関係に触れて、つぎのように述べている。

“... We had kept our owne language still in the same signification or meaning: which being a primitiue and simple ... is commonly, but of one sillable of apt signification or meaning, more easie to be ruled with the art of Grammar, than those borrowed wordes.” (1580, Bullokar, *Booke at large*, Chap. II)

Quintilianus の定義には、「書かれたものの理解」と「理解されたものの結合」とが含まれていないのである。あるいは、「書くこと」のなかにはすでに「書かれたものの理解」が予想されており、「話すこと」の前提としてすでに「理解されたものの結合」の能力が存したのであろうか。

文芸復興期のラテン文法家たちは、ほとんどが Quintilianus の定義をそのまま踏襲している。Ian Michael の用いた資料によれば、つぎのような例が見出される。

(2) [Grammatica] ars recte loquendi recteque scribendi scriptorum et poetarum lectionibus observata. (Perottus, 1430-80)

(3) recte loquere recteque scripture scientia. (Sulpitius, late 15 c.)

(4) congrue loquendi scientia: recteque scribere docens: usu, ratione, auctoritateque constans. (Whittinton, fl. 1520)

(5) recte scribendi atque loquendi ars. (Lily, 1468?—1523)

(6) ars bene loquendi. (Ramus, 1515-72)

(7) ars recte loquendi cuius finis est congruens oratio. (Sanctius, 1523-1601)

以上六名の文法家の定義内容を、前記の三項目の順に整理すると、つぎのようになる。

(i) ars (Perottus, Lily, Ramus, Sanctius); scientia (Sulpitius, Whittinton)

(ii) loquendi—scribendi (Perottus, Sulpitius, Whittinton)
scribendi—loquendi (Lily)

(iii) recte (=properly, correctly; Perottus, Sulpitius, Lily, Sanctius)
congrue (=suitably; Whittinton)
bene (=well; Ramus)

まず、文法を ars (art) であると定義する学者は、中世期以来の伝統に従っていることを示している。しかし注目すべきは、文芸復興期の文法家に、文法を scientia (science) であると見なすものもあったことである。かれらの言う scientia は、「知識」、「学問」もしくは「学科」という広義の解釈によるものであったと考えられる。しかし、この場合にも、学習することによって獲得された知識を指しており、「読み」とか「話し」とかいう言語訓練の一部門に熟達すること、もしくは習熟することである。

しかし、他方では、伝統的な術語 ars の真の意味はどのようなものであろうか。文芸復興期の文法家は、ars の語義に、少なくともつぎ二種の区別を意識していた、と考えられる。

(i) 広義の ars —— 「学科」(a certain branch of learning)

(ii) 狭義の ars —— 「技術」(skill)

すなわち、前者は、ars を英語の liberal arts の arts に残存している「学問」の意味に用いて、「論理学」や「修辞学」に対立する一つの学問分野としての「文法」を考える立場であった。後者は、もっと具体的に、「話すこと」や「書くこと」などの原理 (principle) を実地に

応用する技術を指していた。

文法が言語の *art* であるか、*science* であるかに関する観点の相違は、*art* と *science* の術語としての意味内容そのものとも関連があつて、かなり微妙である、と言えよう。厄介なことは、中世期に、‘the seven (liberal) sciences’ という呼称が ‘the seven liberal arts’ とほとんど同義語として用いられて、いわゆる「三学」(Grammar, Logic, Rhetoric) と「四学」(Arithmetic, Music, Geometry, Astronomy) を指すことが多かったという歴史的事情もある。英国においては、*art* と *science* が対立的な意味で区別されはじめたのは、少なくとも Caxton の用例 (1489年) からである。*The Oxford English Dictionary* のつぎの定義は、かなり明確に両者の区別を説明している。

ART *sb.* 8. A practical application of any science; a body or system of rules serving to facilitate the carrying out of certain principles. In this sense often contrasted with *science*.

つまり、*art* の本質は知識もしくは原理の実際的な適用という点に見られる。*Art* は実践(*doing*)に関係し、*science* は知識(*knowing*)の領域を取扱うのである。このことは *OED* の18世紀のつぎの引用例によっても明らかになる。

1724 WATTS *Logic* II. ii. § 9 This is the most remarkable distinction between an art and a science, viz. the one refers chiefly to practice, but the other to speculation.

この用例は、「実践」に主として言及する *art* と、「思索」に関与する *science* との区別を教えている。その思索とは、勿論原理とか規則に関する思考である。

また、*OED* が *SCIENCE* 3b. で与えた解説も参考になるであろう。*Science* (=ἐπιστήμη) は理論上の真理(theoretic truth)に関係し、*art* (=τέχνη) はある種の結果を生ぜしめる「方法」(method)を問題にする、というのが広く理解されている区別であると言う。しかし、この *science* が時としては、意味を拡大されて用いられるので混乱が生じる。すなわち、*science* が知識に依存したり、原理の意識的な応用に基づくような実際的な作業という部門をも指す場合があるわけである。これに反して、*art* が伝統的な規則に関する知識や習慣によって獲得された技術を必要とすると考えられる場合にも、*science* との意味の区別が明確でなくなることがある。以上のような科学と技術に関する根本的な理解は、文法を *art* として観るか、*science* と解釈するか基準設定にとって有益であらう。

さて、文芸復興期の文法家たちが示した *loquendi* と *scribendi* の順序に見られる特徴に、われわれは注意する必要がある。*Scribendi* を *loquendi* より先立てているのは、*Lily* だけであるという事実は、何を教えているのであろうか。これに関しては、第十六世紀の間には、ラテン語は学者のあいだでは依然として実際の談話に用いられ、また大学の講義や弁論においてもラテン語が必須の言語であったことを考え合わすべきである。したがって、*Ramus* や *Sanctius* においては、文法の定義に *loquendi* のみを含めているのである。

第三に、正確に (*recte*)、適切に (*congrue*)、立派に (*bene*) という副詞の意味するものは、何であらうか。これらのラテン語の語義のみからは、当時の文法家のこれら副詞に投入した意味を捉えることは困難であらう。*Ian Michael* が指摘しているように、現代のわれわれが考えるよりも、かれらは一層狭い意味においてこれらの副詞を用いていた、ということは十分に

理解される。おそらく、ラテン語の言語としての「資質」とか、ラテン語の「規則」にできるかぎり忠実に従った方法による、という意味もあったであろう。十八世紀の辞書編集者が“Grammatically: According to the rules or science of grammar” (Samuel Johnson) と定義した意味に近いものであった、と考えられる。

III. 英文典の定義による概念

1. Ars としての文法

文芸復興期のラテン文法家たちによる伝統的な文法の定義の影響をうけて、英国の初期文法家たちのおおよそ三分の二が、「文法」に関する形式的な定義を与えている。その内容は (i) 「技術」、(ii) 「話すこと」と「書くこと」、(iii) 「正確に」の三項を盛りこむのに尽きている。Lily の「文法とは正確に書いたり話したりすることの技術である」という定義の単なる変異形としての意味を有しているにすぎない。この伝統的な定義に新しい文法概念が導入されたのは、十八世紀になってからである、と考えてよい。

十七世紀の代表的な文人・文法家として、劇作家 Ben Jonson, 音楽研究家 Charles Butler, 詩人 Milton のそれぞれの「文法」の定義をつぎに考察してみよう。

(8) Grammar is the art of true and well-speaking a language: the writing is but an accident. (a 1623, Jonson, *Grammar*)

(9) Grammar is the Art of Writing and Speaking wel. Which consisteth in the Institution of Letters, of Syllables, of Woords and of Woords Adjuncts. (1634, Butler, *Grammar*)

(10) The Latin Grammar is the Art of right understanding, speaking, or writing Latin, observ'd from them who have spoken or written it best. (1669, Milton, *Accedence*)

「話すこと」を重視して、「書くこと」は文法にとっては付随的なことであるとする Jonson の文法観は、注目すべきである。この定義は、Scaliger および Ramus の書記法を不必要とする文法観の影響であると考えられている。Sanctius にしても、正確な話し方を文法の主目標としていたことを考え合わせるべきであろう。Jonson が当時「話され用いられている英語を観察して」作ったと言う英文典の編集方針は、きわめて近代的な観点に立っていたと言わなければならない。その序文のなかで、Jonson は、「言語の混乱は呪いであり、経験は技術を産む」と述べている。さらに、経験・観察・感覚・帰納が芸術にとって欠くことのできないものである、というかれの考えは、Bacon 以来の経験主義哲学の思想に基づいていると考えられる。しかし、かれがその文法論の論述のすべての過程において、このような実際に観察し分析した結果を記述したとは言えない。かれとても、当時の正音学者や文法家に共通であった文字と音声の混同や、綴り字中心の音声論、ラテン文法の型にはめこんだ統語法の考え方といった一般的な文法思想の欠陥から、免れることはできなかったのである。

「書くこと」を「話すこと」より重視するかのように、Butler は上手に書くことの技術を先

立てている。かれの英文典の副題にも掲げられているように、“the Institution of Letters, Syllables, and Woords”（文字・音節・語彙の規定）が文法を構成しているとする。Butler は、“Woords”の章で各品詞の語形論を、“Woords Adjuncts”の章でアクセントや句読法を論じている。Butler の文法は、音声論よりも文字論中心であり、表音主義者よりも綴字改良主義者の立場に準拠していると言えよう。

ラテン語の入門書として著した *Accedence commenc't Grammar* (1669) の冒頭に、Milton は前記 (10) の文法の定義を掲げている。この定義のなかで注意すべき個所は、“right understanding . . . Latin” が付加されていることである。ラテン語学習に関するかぎりでは、「話したり」、「書いたり」する前に、ラテン語の作品を読んで「正しく理解する」ということが必須の要件となる、と Milton は考えていた。このことは、伝統的な「話し手」と「書き手」の立場のほかに、新しく「講読者」の立場を考慮した上での定義であることを示している。さらに“obsrev'd from them who have spoken or written it best”の説明は、前述の Jonson の現用の英語の観察に基づくという経験主義的立場を受継いでいると言えよう。これは、Milton 自身のラテン語学習の実際の体験から得られたものであろう。

以上、三人の定義から、「文法」の特質に関する内容をつぎの項目に総括することができる。

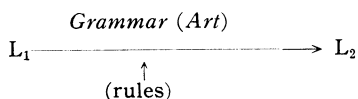
- (i) 文法は「技術」(art) である。
- (ii) 文法は実際の運用理解能力（話し・書き・理解するなど）の獲得を目標とする。
- (iii) 文法は「真実の」、「正しい」、「上手な」言語の運用能力を教える。
- (iv) 文法は実際に話され運用されている言語の観察に基づいて設定される。
- (v) 文法は外国人に役立つ入門的・啓蒙的機能を果たす。

文芸復興期のラテン文法家も、前記三者の十七世紀の文法家も、その文法観の根本に、「話し・書き・理解する」という言語行為の主体者の立場を考慮している点が特徴をなしている。この立場は、言語の「表現」の側面に着目したものであると言える。「聞き・理解する」という言語活動の客体、すなわち「受容」(reception) の立場は、暗々のうちに認められていたのであろう。

この表現の立場による文法観においては、さらに別の考え方からすれば、言語に関するつぎのような認識がその根底に存していたと見ることができる。

- (i) 言語習得もしくは未習得の現状 (L_1)
- (ii) 言語習得が達成された状態 (L_2)

この習得されるべき理想的状態の言語が、母国語であるならば、一層進んだ段階であってもよいし、英国人にとっての外国語であるラテン語やフランス語の進歩発達した理解であってもよい。 L_1 から L_2 に到達するための実際的な手順や方法を、初期文法家たちは art (技術) と見なしたのである。これを図示すれば、つぎのようになるであろう。



[Figure 1]

したがって、この立場の文法観は、文法的原理を「規則」(rules) の形において教授すること

がその中心的な役割となっている。前述の *OED* の ‘ART’ の定義で見たように、原理を実行に移す際に、これを容易ならしめるような「規則の体系」の設定が、技術としての文法においては重要なのである。

文法を *ars* として見る立場は、十八世紀の文法家たちの多くにそのまま受継がれている。その主要な特色は、言語活動のなかの二面である *Speaking* と *Writing* の重視であり、この二種の技術の教授という形で「文法」が定義づけられている。つぎに、代表的な文法家四人の定義を示そう。

(11) Grammar is an Art that Teaches the Right Way of Speaking and Writing, according to the particular Form of every Language. (1700, Lane, *Key*)

(12) Grammar is the Art of Speaking rightly. (Note: I have left out the *Art of Writing*, because that is an Accident of Speech, and none but the essential or chief Things ought to be put into the Definition.) (1711, Greenwood, *Essay*)

(13) A Grammar of whatever Language, shews the Art of Speaking and Writing that Language well. The English grammar teaches to speak and write the English Language rightly. (1769, Buchanan, *Syntax*)

(14) English Grammar is the art of speaking and writing the English language with propriety. (1795, Murray, *Grammar*)

定義における文章表現にわずかの違いはあるけれども、これらの文法家の定義内容は、本質的には十七世紀のそれとは異なっていないことが解る。Greenwood は「書く技術」は言葉にとっては付随的であると言っているが、これは Ben Jonson の影響を明らかに受けている定義である。

以上、十七・十八世紀の伝統的な文法観は、言語活動のなかの主として二つの面——「話すこと」と「書くこと」の「正確な」技術を授けるということを中心として、展開されてきたことを考察した。この文法観が伝統的であるということは、中世期および文芸復興期のラテン文法家の定義内容から逸脱していないという意味においてである。そして、この伝統の強固さは、十七世紀と十八世紀は言うまでもなく、その後の時期にいたるまでも、ほとんど同じ定義が行われたことでも明らかである。

しかしながら、十八世紀の英文典においては、伝統的な定義には基づきながらも、その内容において新しい文法観を示すものが現われたことを指摘することができる。十七世紀以来の *speaking* と *writing* を重視する立場を「表現」(expression) の実践における言語行為者の活動を中心としていると見るならば、十八世紀に新しく出現した観点は、つぎの (ii), (iii), (iv) の立場を中心としている、と見ることができる。

- (i) 表現 (expression) performance
- (ii) 伝達 (communication) intelligibility
- (iii) 規制 (regulation) rules
- (iv) 関係 (relation) structure

この第 i の立場を伝統的なものであると認めつつも、伝達・規制・関係などを重視する新しい観点をつぎに考察してみよう。

まず、第 ii の観点は、言語を単に話者の立場からだけでなく、聴者の理解を目標にしたものであって、伝達 (communication) を文法の重要な機能と見る立場である。

(15) [Grammar is] the Art of disposing . . . Words properly, in a Sentence, to express any Thought . . . and make it intelligible to any person. (1754, Martin, *Introduction*)

(16) [Grammar is] the art of applying [articulate] sounds and letters consistently for the purpose of communicating the thoughts of one man to another. (1765, Ward, *Essay*)

(17) Grammar is the art of one human creature speaking to another, so as to be understood. (1779, G. Brown, *Letter-Writer*)

十七世紀の定義においては、speaking の対象は、ある言語 (a language) とかうテン語とされている例があったが、多くは暗黙のうちに理解されているものとして、それが定義のなかに表現されない場合があった。しかし、上記の定義は speaking の対象となる聴者の立場を考慮している点で、言語を話者と聴者の相互関係において生起する活動と見なしているのである。伝統的な定義が言語活動の一面のみに着目していたのに対し、これらの定義は、言語活動を総体的にとらえている。この観点は、死語としてのラテン語の文法ではなくて、生きた英語の文法に着目したことから得られたものと考えられる。

この第 ii の観点について注目すべきことがもう一つある。それは、言うまでもなく、話者が聴者に向けて伝達すべき「内容」は何かということである。この立場に立つ文法家は、それを「思想」であるとした。つぎに、その例を示そう。

- (i) 1754 Marting, "to express any thought"
- (ii) 1761 Lowth, "rightly expressing our thoughts"
- (iii) 1761 Priestly, "conveying our ideas"
- (iv) 1765 Ward, "communicating the Thoughts"

このような「思想の表現」もしくは「思想の伝達」という考え方は、speaking の内容の分析からさらに進んで、言語を表現する音声面と、伝達される内容との二つの面の認識に発達する。これは言語に関する二元論的観点であって、今日においてもなお多くの文法学者や言語学者に抱かれつづけている思想である。当時において、Locke, Hume, Berkeley 等の経験論的な認識論が哲学の主流をなしていたことを考えると、その大きな影響を受けたということは十分に認められる。しかし、われわれは、この「思想の伝達」が話者の理解を目標としていることと、後述する「scientia としての文法」の観点にも関連性があることを指摘しておこう。

第 iii の観点として、文法を「規則の体系」として眺める文法家が十八世紀後半に現われている。つぎの例がそうである。

(18) Language is a method of conveying our ideas to the minds of other persons; the grammar of any language is a collection of observations on the structures of it,

and a system of rules for the proper use of it. (1761, Priestley, *Rudiments*)

(19) To improve upon a language, observations must be 'made upon the manner in which words are actually used in it. A methodical enumeration of the rules and laws of its construction is the grammar of it. (1762, Priestley, *Lectures*)

(20) [Grammar is] the art of using words according to certain established rules. (1775, Devis, *Accidence*)

言語は思想伝達的手段であり、その言語の文法は、その言語の構造を考察して得られた「法則の体系」であるという Priestley の文法観は、十八世紀における文法観としては、きわめて優れたものであると言える。この考え方は、現代における Chomsky の変形生成文法の定義に一脈通じるものがある。“... by a generative grammar, I mean simply a system of rules that in some explicit and well-defined way assigns structural descriptions to sentences,” (*Aspects*, p. 8). Priestley が強調しているのは、文法上の「規則」は、語が実際に用いられている様式——すなわち慣用を忠実に観察した結果導かれるべきものである、としている点である。かれは、当時の文法家たちがラテン語に傾倒し、ラテン語の「類推」によって英語を律しようとしたのに対して、つぎのように述べている。

“It must be allowed, that the custom of speaking is the original, and only just standard of any language. We see, in all grammars, that this is sufficient to establish a rule, even contrary to the strangest analogies of the language with itself.” (1761, Priestley, *Rudiments*, p. 11)

人間の言語の基準は話し言葉の慣用により、多くの人の慣用もしくは習慣（‘the general practice of those who write it (i.e. the language), and the almost universal custom of those who speak it’）がその言語の「規則」を設定するのに十分である、と言う。かくして、Priestley は文法は、語のいろいろの変化・結合・相互作用の観察（‘observations on the various changes, combinations, and mutual affections of words’）より成り立つ、と主張している。

文法的な「規則」は、単に論理的に先験的に導き出されるものではなくて、具体的な話し言葉の観察 (observation) から帰納されねばならないという Priestley の文法観は、現代においても通用するものである。この場合の ‘observation’ の意味は、「観察された真理もしくは事実」(observed truth or fact, *OED*) を指すとともに、「経験から集められた規則もしくは格律」(a rule or maxim gathered from experience, *OED*) の意味に解して差支えない。要するに、observations = rules というのが、Priestley の慣用を文法的基準と見なす立場における見解である。

最後に第ivの観点として、文法を「語相互の関係」を表わす技術であるとする文法家がある。

(21) Grammar is the Art of Expressing the Relations of Things in construction, with due Accent in Speaking, and Orthography in writing, according to the custom of those, whose language we learn. (1706, Richard Johnson, *Commentaries*)

この定義のなかの ‘Relations of *Things*’ を ‘Relations of *words*’ に改めたのが、John

Newberry (1745) である。この考えは Samuel Johnson の『英語辞典』のなかの定義にも影響を及ぼしている。

(22) [Grammar: 1] The science of speaking correctly; the art which teaches the relations of words to each other. (1755, S. Johnson, *Dictionary*)

(23) Grammar is the Art of expressing the relations of Words in Construction, with due Quantity in Speaking, and Orthography in Writing. (1769, Buchanan, *Syntax*)

(24) [Grammar is] the art of expressing rightly the relations of words to one another in sentences. (1781, M. Trinder, *Essay*)

この観点に立つ文法は、「語相互の関係」を表わす技術を重視するのであるから、結局は狭義の「文法」すなわち「統語法」に着目していることを示す。語相互の関係とは、別の言い方をすれば、「構造」(structure) もしくは「構成」(construction) を記述することになる。以上の立場は文人でもあった William Hazlitt の文法観に明らかに受継がれている。

(25) The grammar of any particular language (as the English) describes the particular structure and idiom of that language . . . It only teaches the use and construction of the different classes of words . . . (1810, W. Hazlitt, *Grammar*)

以上、ars としての文法を、伝統的な立場から出発して、十八世紀には、伝達・規制・関係を重視する文法観へと展開されていった過程を考察してきた。この立場は、言語活動の実践 (practice) や言語運用 (performance) に着目するものであって、たとえ思想の伝達を問題にする場合においても、伝達そのものの技術的面を重視するものである。われわれは、言語研究を Ian Michael が指摘したように、大まかに言って、つぎの二種類に分けることができよう。

(i) 言語運用の研究 (the study of language in use)

(ii) 言語本質の研究 (the study of language itself)

以上に考察してきた「技術としての文法」は、この i の分野に関与するものであり、「科学としての文法」は、ii に関して、その原理と言語的特質を研究するものである、と言える。

2. Scientia としての文法

文芸復興期のラテン文法家のなかで、Sulpitius と Whittinton は、文法を scientia であると定義した。すなわち、前者は、文法を「正確に話したり、書いたりする学問」とし、後者は、「適切に話すことの学問」としている。この二人の文法家の用いた scientia は、「知識」とか「学問」とかいう意味であったと解される。今日で言う「科学」——すなわち、「証明された一連の真理とか組織的に分類され、多少とも一般的な原則の下に総合される観察された事実に関与する学問分野」、を指していたのではなかった。つまり、論理学とか修辞学に対して区別される一個の学問領域としての文法であった、と言えよう。

英国初期の文法家で、文法を scientia であると定義しているものは、きわめて少ない。中世期以来、ars grammatica の句における ars が、「学問」から「技術」の意味に狭められて解釈されるにいたっても、文法を「学科」の意味において scientia と称するものはほとんどいなかったのである。英国のもっとも初期の辞書に、つぎの例が見られる。

(26) Grammer a scyence; grammaire s fe. (1530, Palsgrave, *Lesclarcissement*)

この言い換えは、ヘンリー八世づき牧師であった John Palsgrave の *Lesclarcissement de la langue françoise* というフランス語文典のなかの、「英仏語彙表」に記載されている。これは、文法を一種の学科であるとしているにすぎない。初期の辞書、たとえば Florio (1611), Cotgrave (1611), Phillips (1658), Kersey (1708) は、文法を art として定義している。つぎの Kersey の例は珍しい 1 例である。

(27) Grammatical, belonging to the Science of Grammar. (1708, Kersey, *Dictionarium*)

この例においても、文法を一種の学問として考えて与えた定義であった。

かくして、「技術」としての文法に対立するものとして、「科学」としての文法という認識に到達したのは、十八世紀の半以後であった。つぎの Farro の例がそうである。

(28) Grammar is both a Science and an Art, consisting in the system of a regular Digestion of Rules and Observations, which properly and absolutely appertain to each Part of a Language or Speech as is intended to be taught. (1754, Farro, *Grammar and Vocabulary*)

前述 (22) に掲げたように、Samuel Johnson は文法を一方では science とし、また他方では art であるという定義を辞書のなかで与えている。しかし、かれがその『英語辞典』に付した英文法のなかでは、伝統的な art としての文法のみを考えている。

(29) Grammar, which is *the art of using words properly*, comprises four parts; Orthography, Etymology, Syntax and Prosody. (1755, Johnson, *Grammar*)

この Johnson の定義は、speaking と writing とを綜合する表現として using words という語句を用いたのであろう。かれが、文法を「話し言葉の科学」と定義したとき、語の相互関係を教える技術としての文法との対比をどの程度に意識していたのであろうか。Johnson の『英語辞典』の出版は 1755 年であり、すでに Harris, *Hermes* が 1751 年に発行されていた。しかし、Johnson が Harris の「普遍文法」に関する思想から影響を受けたということは、その『英語辞典』のなかの定義に関するかぎりでは明らかでない。

年代的には Harris の *Hermes* が先であるけれども、われわれは Priestley において、art としての文法と science としての文法の区別についての新しい認識が明確にされていることを考慮して、Priestley の文法観から考察することにする。まず、かれの言語と技術と科学に関する説明を引用してみよう。

(30) Language, whether spoken or written, is properly termed an *Art*; the rules of it being calculated to direct our practice: and it is, without all dispute, an art of unspeakable importance to mankind. . . . Grammars are books that contain the rules and precepts of this art . . . the rules of Grammar, when persons are capable of using them, do very much facilitate the acquiring this art . . . (1762, Priestley, *Lectures*, 'Introduction')

(31) All *Art* is founded on *Science*, or the knowledge of the materials employed in them and their fitness for the uses to which they are applied. (*Ibid.*)

言語を思想伝達の方法 (method) であると見なすことは、Priestley がその著 *Rudiments* (1761)においてすでに明らかにしていた立場である。この方法ないしは技術には、言語活動の実践をみちびくための「規則」が設定されねばならない。そして、この「規則」は、多くの文法的事実の考察から帰納されるものでなければならぬ、とかれは考える。この規則の体系を、Priestley は文法であるとしているのである。

重要なことは、Priestley が言語の特質を考えるに当たって、「技術」(art)と「科学」(science)との関連性ないしは対立ということを考察していることである。かれは、まず芸術一般と科学一般ということから、両者の関係を説明する。すなわち、あらゆる芸術は科学に基礎を置いている。その「科学」というのは、芸術に用いられる材料の「知識」(knowledge)であり、その材料が実際に利用される場合の用法に適しているか否かの判定である、と言う。このような知識が十分でなければ、その芸術は完全なものに仕上げられたり、また拡大されたりすることはできないのである。Priestley の言う材料の知識としての「科学」と、材料の応用と実践としての「技術」の考えは、まさに de Saussure の説く *langue* と *parole* との区別を予見するものであると言えよう。また、それに到達した理論の過程には相違はあるにしても、Chomsky の区別する言語能力 (competence) と言語運用 (performance) を暗示するものがあると考えられる。

技術としての文法と科学としての文法を論ずることに関連して、Priestley は、興味ある医学の比喻を持ち出して、両者の区別に対する見解を具体的な形で説いている。かれは、医学全体 ('Medicine') をつぎの二種に分類して考えている。

- (i) 病氣治療法 ('the art of curing diseases')
- (ii) 病理原論 ('the theory of Physic')

病氣の治療法は、それぞれの症例において、偶然の機会に発見されるかも知れないし、また上手な開業医はみずから病氣の理論について思いわずらうことは決してしない。しかし治療そのものは、人体の性質とこれに投与される医薬の性質とに左右されることは確かである。なぜなら、この両者の相互作用が、好結果をもたらして、自然の治療の通常過程に好都合であるに違いないからである。そして、医学の教授は、人体の病氣の自然の原因を探りだし、利用される医学的材料 (*materia medica*) のそれぞれの性質を理解し、これらの相互作用を考慮することを、一種の科学と考える ('to consider it as a science') ことは、注目に値する、と Priestley は説明している。

以上の比喻から、Priestley はつぎの二種類の言語に関する観点を論じている。

- (i) 言語の技術 ('the art of language')
- (ii) 言語の理論 ('the theory or rationale of language')

前述のように、かれは言語そのものを一種の art として考えているが、言語の art としての側面、すなわち言語的实践に関する面は、言語の科学 (science) に基礎をおかねばならない。このことは、病氣の治療は、病理原論を考えなくても、完全に治療することはあるにしても、

病理理論に基礎をおいているのと同様である。Priestley は 'science of language' という表現は用いていないけれども、「言語の科学」に相当するものとして、「言語の理論、もしくは根本原理」と称している。

言語の技術としての文法がその基礎をおかねばならない「言語の理論」は、何を探求し、何を分析するものであろうか。Priestley の説明は、概念的であるが、つぎのようになっている。

(32) This *theory* or *rationale* of language is the subject of the following course of lectures. In them it is proposed to point out the several powers and modes of expression that sounds and characters are capable of, to trace their connexion with, or relation to the ideas they represent; and to shew the actual variety of the external expressions of the same mental conceptions which different languages exhibit. (1762, Priestley, *Lectures*, 'Introduction')

この個所で Priestley が言語の理論として追求すべき項目として挙げているのは、つぎの三種に整理することができる。

- (i) 音声・文字の表示力と表示様式
- (ii) 音声・文字と思想との関係
- (iii) 言語による同一概念の表現の差異

共同社会を形成することのできる人間や動物には、根元的にその感覚・理解を他に伝達する能力が神から賦与されている、と Priestley は考える。この手段として、たとえば魚類は動作により情報を他に伝え、獣類は音声によりその意志を伝えることができる。このことから、人間の用いる言語の伝達的手段 (instrument) としての文字・音声のもつそれぞれの力や、それらが蒙る変化、また、これらが人間の相互理解という目的に応じているかを研究する必要がある、とする。つまり、思想・感情の伝達的手段としての音声と文字——言語材料の研究が、科学としての文法の第一の目標とみなしている。

音声 (sound) もしくは文字 (character) と思想 (idea) との関係については、結局同じ心的概念が言語によってそれぞれ異った外的表現をおこなうという考えに達し、「普遍文法」 (universal grammar) ないしは「普遍的言語 (universal language) の発明ということに到達する。各種の言語を比較すれば、表現がもっとも適しているもの、構造における欠陥や余剰が理解できる。このことから、人間の思想・感情の完全な・自然な表現が可能である「哲学的・普遍的言語」 (philosophical and universal language) が、人間の才能の達成できる最後にして最大の手段となるということが予測できる、とする。この普遍的言語に関する Priestley の考えは、自ら Dr. Wallis の説によって巻末において要約して述べている。しかし、音声と思想との関係についての Priestley の観点には、むしろ Harris, *Hermes: or, A Philosophical Inquiry concerning Language and Universal Grammar* (1751) の影響が大きい、と言える。

言葉の分析と総合ということに関して述べた後で、Harris はこれを大理石で作られた彫像にたとえて、つぎのように説明している。

(33) We may either behold SPEECH, as divided into *its constituent Parts*, as a

Statue may be divided into its several Limbs; or else, as resolved into its *Matter* and *Form*, as the same Statue may be resolved into its Marble and Figure. These different *Analyzings* or *Resolutions* constitute what we call PHILOSOPHICAL, or UNIVERSAL GRAMMAR. (1751, Harris, *Hermes*, Chap. I)

言葉の構造を、その構成要素に分析するのは、文を語に、語を音節に分析することである。これに対して、もう一つの分析の方法として、Harris はつぎの比喻を示すのである。

(i) 質料 ('Matter') — 大理石 ('Marble')

(ii) 形相 ('Form') — 形象 ('Figure')

そして、かれは第Ⅲ巻、第Ⅱ章「言語の共通の素材としての質料」と第Ⅲ章「言語の形象」の結論において、つぎのように説明する。

(34) Its (i.e. language's) MATTER is recognized, when 'tis considered as a Voice; its FORM, as 'tis *significant of our several Ideas*; so that upon the whole it may be defined — A SYSTEM OF ARTICULATE VOICES, THE SYMBOLS OF OUR IDEAS, BUT OF THOSE PRINCIPALLY, WHICH ARE GENERAL OR UNIVERSAL. (1751, Harris, *Hermes*, Chap. III)

言語の共通の素材としての質料である分節された人声を認め、これに「契約により」意味がともなうとき、それは語 (word) である、とする。この語は事物の記号 (symbol of things) であり、観念の記号 (symbol of ideas) であり、これらの語が集って体系をなしたものが言語である、との見解をとっている。

かくして、Harris にとっては言語分析に二種が存することになる。つまり、言語を全体としてその構成要素に分割すること ('dividing Speech, as a Whole into its constituent parts') がその一つである。第二は、その合成を質料と形相に分解する ('resolving it, as a Composite, into its Matter and Form') ことである。この両者をともに「普遍文法」と称している。言語の語より成立する結合されたものの「総体」を 'a whole' と称し、質料と形相——つまり分節音と意味の結びつきを「合成」(a composite) として区別しているのは、注目される。この二種の分析方法は、特殊の言語の個々の語句を考えるのではなくて、すべての言語にとって本質的である原理を取扱うのであるから、「普遍文法」と称している。

(35) GRAMMAR UNIVERSAL; . . . that grammar, which without regarding the several Idioms of particular Languages, *only respects those Principles, that are essential to them all*. (1751, Harris, *Hermes*, Book I, Chap. II)

このように考察してみると、Priestley の考えている音声と思想との関係と見る「言語の理論」の一つの観点は、Harris の質量と形相ないしは語が観念の記号であるとする観点の影響であると言えないことはない。しかし、Priestley は自ら「文法術語の定義やその他の文法に関する事項に関しては、Mr. Harris その他の文法家とは意見を異にする」と述べている。いずれにしても、この二人の文法理論家が、形式と内容もしくは音声と意味の二元論的言語観の立場から、多くの言語に内在する普遍的な原理を求めようとしていることは、注目される。

「Ars としての文法」と「scientia としての文法」とを、その名称に関しても、分類に関

しても、Harris は明確に区別を設けてはいない。ただし、かれはあらゆる語が ‘proper names’ であるならばと言う仮設に関連して、‘Sciences’ と ‘Arts’ についての見解を *Hermes* の第Ⅲ巻第Ⅲ章で明らかにしている。前者を ‘Sciences, which are so many Systems of Demonstrations’ と説明し、後者を ‘Arts which are the Theorems of Science applied practically’ と注釈しているのである。つまり、科学は一般原理に関与し、この実証の体系という形をとるのに対し、芸術は、科学が樹立した原理や定理を実際に応用することに関係がある、としている。Harris は *Hermes* の献辞のなかで、この書の目標として、“its End being to investigate the Principles of those Powers (i.e. the Powers of Speech)” と述べていることによって、言葉が表示する記号としての機能の原理を追求することが「科学としての文法」の本来の職務であると考えていたことが解る。

言語の技術としての実践的文法に対立するものとして、言語の理論としての文法が、Harris と Priestley によって次第に明確な形で提示された。このような文法観を受継いでいるのが、*Encyclopaedia Britannica* 初版 (1771) の ‘Grammar’ の執筆者 (以下 ‘Gr. 執筆者’ と略称す) である。その解説は、最初に伝統的な文法の定義——「文法とは言語を正確に話したり書いたりする技術である」を与えることから始まっている。そして、つぎの二種の文法を設定している。

- (i) 技術と見なされた文法 (‘Grammar considered as an Art’)
- (ii) 科学と見なされた文法 (‘Grammar considered as a Science’)

「言語の理論」という名称で提起された Priestley の科学としての文法を、この Gr. 執筆者ははじめて「科学としての文法」という名称において、哲学的・普遍的文法観を解説しているのである。

まず、「技術と見なされた文法」の説明をつぎに引用してみよう。

(36) Grammar considered as an *Art*, necessarily supposes the previous existence of language; and as its design is to teach any language to those who are ignorant of it, it must be adapted to the genius of that particular language of which it treats. — A just method of grammar, therefore, supposing a language introduced by custom, without attempting any alterations in it, furnishes certain observations called rules, to which the methods of speaking used in this language may be reduced; this collection of rules is what is called a grammar of any particular language. (1771, *Encyclopaedia Britannica*, 1st ed. vol. II. p. 728)

ここに解説されている「技術と見なされた文法」は、前述の「規則」を重視する文法観、ことに Priestley の文法の定義を大部分採用していると言える。この技術としての文法は、ほとんどの場合に、ある特定の言語 (‘any particular language’) を想定し、この言語の教授法や学習法とかの実践的面を対象としている。Gr. 執筆者が「習慣により導入された言語」は、この具体的な個々の言語を指しており、Harris, Priestley が考えていた理想的な「哲学的・普遍的言語」(a philosophical and universal language) に対立するものである。文法上の規則は、具体的な言語の事実の観察によって得られるものであり、この規則に話し言葉の遣い方は帰せ

られねばならない、としている。

以上のような「技術と見なされた文法」と対立するものとして、Gr. 執筆者は「科学と見なされた文法」の大意をつぎのように説明している。

(37) But grammar considered as a *Science*, views language in itself: neglecting particular modifications, or the analogy which *words* may bear to *each other*, it examines the analogy and relation between words and things; distinguishes between those particulars which are *essential* to language, and those which are only accidental; and thus furnishes a certain standard by which different languages may be compared, and their several excellencies or defects pointed out. This is what is called PHILOSOPHICAL or UNIVERSAL GRAMMAR. (*Ibid.*)

「科学と見なされた文法」は、要するに「哲学的・普遍的文法」である。この文法は、ある特殊の言語における語相互の則っている類推の原理を扱うのではなく、「言語それ自体」、言語の本質の解明に関与する。ここに述べている内容を整理すると、つぎの三項となるであろう。

- (i) 語と事物との関係の研究
- (ii) 言語にとって本質的なものの区別
- (iii) 諸言語を比較考量する基準の設定

この Gr. 執筆者の考えでは、語特有の変形や語相互の類推の原理は、普遍文法では無視される、とする。この点 Harris においては、語を構成要素に分析することも普遍文法の機能としているのといささか見解が異っている。Harris の場合は、そのような分析も、諸言語にとって本質的であるという認識があったからである。言語一般 (language) にとって本質的なものと付随的なものの識別は、結局理想的な「哲学的・普遍的言語」の予測の下に行なうことのできるものである。諸言語の優秀性と欠陥の指摘も、この理想的な言語の建設を目指した上での作業であると言えよう。

最後に、Harris, Priestley, *Encyclopaedia Britannica* の Gr. 執筆者の「科学としての文法」を認めているものとして、Noah Webster, *An American Dictionary of the English Language* (1828) の定義を挙げなければならない。

(38) [Grammar, 1:] In *practice*, the art of speaking or writing a language with propriety or correctness, according to established usage.

As a *science*, grammar treats of the natural connection between ideas and words and develops the principles which are common to all languages. (1828, Webster, *Dictionary*)

「実際に」運用される技術としての文法と、「一種の科学」としての文法とを Webster は区別している。前者について、その「辞典」の冒頭の序論のなかで、「実践文法」(practical grammar) という名称をも用いている。かれが「哲学的・実践的文法」(a philosophical and practical grammar) と言うとき、英語という一種の具体的言語を「哲学的」、つまり理論的と、「実践的」の両面から総合的に考察しているのである。

以上に論じてきた Harris, Priestley, *Encyclopaedia Britannica* 初版, Webster による

語とその他の言語的要素との関係に関する考え方をまとめると、つぎのようになるであろう。

- (i) 語と語との関係grammar (ars)
 (ii) 語と事物との関係 }grammar (scientia)
 (iii) 語と観念との関係 }

このうち、(i) は「構造」もしくは「構成」を重要視するものであり、それが「話すこと」と「書くこと」との言語的行為に関与するとき、「ars としての文法」の主題となる。これに反して、(ii) は言語の理論に関するもので、「scientia としての文法」の領域に入る。

全体の結論として、初期文法家たちの「文法」に関する認識を、つぎのような図式によって示すことが適当であろう。

- (i) *Grammar as an Art*
 ‘use’ of speech
 (rules or methods)
 Practice (‘speaking’,
 ‘writing’)
 (ii) *Grammar as a Science*
 ‘power’ of speech
 (principles or maxims)
 Theory (‘knowing’,
 ‘understanding’)

[Figure 2]

つぎに、十八世紀の文法家たちは、「技術としての文法」もしくは「実践的文法」は、個々特殊の言語に関して、語相互の関係を取扱うものとし、*Encyclopaedia Brilannica* 初版では、これを「特殊語の文法」(a grammar of any particular language) と称している。これに対して、「科学としての文法」は語と事物や、語と観念の自然的な関係を扱うことにより、このことが、言語一般の本質に共通する原理にかかわり合いをもつので、むしろ「普遍文法」という名で呼ばれることが多かった。このことを図示すれば、つぎのようになる。

- (i) *Particular grammar* (structure)
 word₁—word₂—word₃ . . . word_n
 (ii) *Universal grammar* (connection)
 { word — thing
 { word — idea

[Figure 3]

ただし、(i) に関しては、Harris の考えによれば、語と語の関係に見られる原理が言語一般に適用できる場合には、これを普遍文法の扱う分野であるとする、ことは注目すべきである。一般的に言えば、当時の文法家は、語と語との関係、つまり狭義の文法よりも、語と事物もしくは語と観念との関係が言語にとってはより本質的であるとともに普遍的な面を有している、と考えていたのである。

当時の普遍文法の考えには、Priestley のように、言語の理論を徹底的に究明していった、最後に「哲学的・普遍的言語」を達成しようという期待がふくまれていた。

Grammar as a Scientia

(The theory of Language)



[Figure 4]

この哲学的・普遍的言語とは「人間の観念と感情とのもっとも自然にして、もっとも完全な表現であって、現在もちいられているどのような言語よりも、人間の生活と科学のあらゆる目的に答えるのに一層適合したものであろう」と Priestley は述べている。

確かに、「科学的文法」という術語は、十八世紀の文法論では用いられることはなかった。しかし、「scientiaとしての文法」、「言語の理論」としての文法、もしくは「科学と見なされた文法」は、そのなかに「哲学的文法」ないしは「普遍文法」と称される内容を実質的に包含し、ときには、両者のあいだに明確な区別がなされない場合もあった。しかし、科学としての文法は、一般的に言って、「技術としての文法」に普遍的な原理を与え、またそのような実践的な文法の成立する根拠を提供するものである、という理解が、当時の文法家たちのあいだに存したのである。

SYNOPSES OF JAPANESE ARTICLES

Development of the Concepts of ‘English Grammar’ in the Early Modern Period

Tetsuro Hayashi

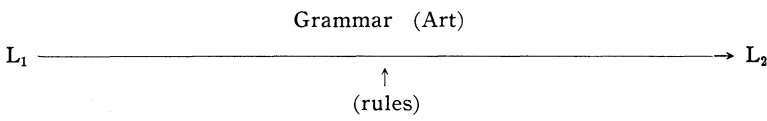
I. ‘Ars grammatica’ and ‘English grammar.’ An historical survey is in this essay made of the development of meaning and use of ‘Ars grammatica’ (γραμματική τέχνη) in the classical and medieval ages in Europe. Then, the process, in which the term ‘grammar’ came to be extensively employed for any grammars of other languages than Greek and Latin, is examined by means of grammatical works of the 16th- and 17th- century English grammarians.

II. The Definitions of ‘Grammar’ by Typical Latin Grammarians in the Renaissance. The definitions of ‘grammar’ by Quintilianus (1 c. A. D.) and other renaissance Latin grammarians are presented and classified. Then follow some discussions concentrating upon the three main themes contained in those definitions: (i) *ars* or *scientia*, (ii) *loquendi* and *scribendi*, (iii) *recte* or *bene*.

III. The Concepts of ‘Grammar’ by the Early English Grammarians.

1. Grammar as an ‘Ars.’ The present writer has traced in this chapter the evolution of the traditional concepts of ‘grammar’ as an *ars* (art) in the definitions of ‘grammar’ of the 17th- century writers (Ben Jonson, Butler, and Milton), and the 18th- century grammarians (Lane, Greenwood, Murray). The peculiarity of the traditional concepts of grammar as an art is explained in regard to the following formula:

[Figure 1]



The classification of the definitions of the ‘ars’ grammar is also made, the emphasis being placed upon each of the following aspects of linguistic activity.

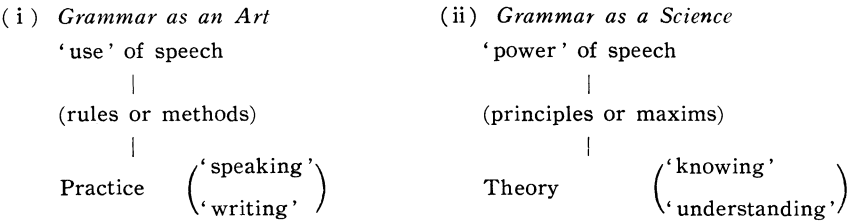
- (i) expression..... (performance)
- (ii) communication (intelligibility)
- (iii) regulation..... (rules)
- (iv) relation..... (structure)

It is thus noticed that the ‘ars’ grammar was basically concerned with ‘the study of language in use,’ while the ‘scientia’ grammar was more definitely concentrating upon ‘the study of language in itself.’

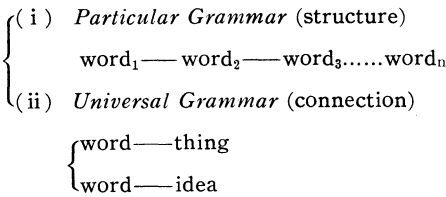
2. Grammar as a ‘Scientia.’ Only a few early grammarians are found to expound the concepts of grammar as a scientia (science). As early as the middle of the 18th century, however, such grammarians as Harris, Priestley, the writer of ‘grammar’ in the *Encyclopaedia Britannica*, 1st edition, and Webster began to develop the scientific view of grammar. It is asserted by them that the ‘ars’ grammar treats skills, methods or techniques in acquiring languages, examining the structural relations between words, while the ‘scientia’ grammar tries to explain the natural connection between words and things, and words and ideas. The latter grammar was more essential to all languages, and was generally termed ‘philosophical or universal grammar.’

In conclusion, the following formulas are given in order to clarify the relative significance of ‘grammar as an art’ and ‘grammar as a science,’ which had been gradually recognized by the early English grammarians.

[Figure 2]



[Figure 3]



[Figure 4]

